

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年七月七日奈良県指令建第八四一四一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年八月二十一日建第七二三三号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字池尻三二三番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市額田部北町七七九番地 パストラル二〇二

榮本義則

榮本真紀

大阪府東大阪市新鴻池町一五番地ノ二〇

加藤亮一

一 許可番号

平成二十一年六月五日第八二一八六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年八月二十一日建第七二三四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年八月二十一日建第四四七九号

三 開発区域に含まれる地域

高市郡高取町大字市尾一〇七三番地ノ一、一〇七四番地及び一〇七五番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡明日香村大字飛鳥四六九番地

社会福祉法人朱鳥会 理事長 山本進章

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 高市郡高取町大字市尾一〇七三番地ノ一及び一〇七四番地の各一部